

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年2月27日

福島県会津若松建設事務所長 阿部 弘明

工事（委託業務）番号	第25-41340-0303号
工事（委託業務）名	砂防施設工事（溪流保全）
質 問 事 項	
<p>1 ICT 施工実績について 開札日と竣工検査日が近い工事で、ICT 施工の実績があるものの証明書が間に合わない場合、落札候補となった時の確認書類で ICT 活用工事実施証明書が無いことで、入札参加資格制限等のペナルティはありますか。 また確認書類で証明書の他に代用できる書類があればご教示願います。</p> <p>2 同種・類似工事について 砂防堰堤工事での流路工は、溪流保全工事としての評価の対象となりますか。 ご教示願います。</p> <p>3 kinnuki002 の本工事費内訳表の P0004 コンクリート 型枠 に A=1 とございます。 また P0005、P0006、P0007、P0008 にもございます。 総括情報表の工種条件を確認すると、A 水替費区分とあり、条件値 0=水替費なし 条件値 1=水替費あり とあります。 この場合、本工事費内訳表の P0004 他で A=1 とある箇所は、水替えありで積算するという、考え方でよろしいでしょうか。 ご教示下さい。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 総合評価方式における ICT 活用工事の評価においては、「県の ICT 活用工事実施証明書」にて確認することになっているため、期限までに間に合わず未提出の場合は、評価点が加点されません。なお、ペナルティはありません。 また、証明書の他に代用できる書類はありません。</p> <p>2 砂防堰堤工事での流路工は、溪流保全工事として評価の対象となります。</p> <p>3 お見込みのとおり、A=1 とある箇所は水替えありで積算しております。</p>	